

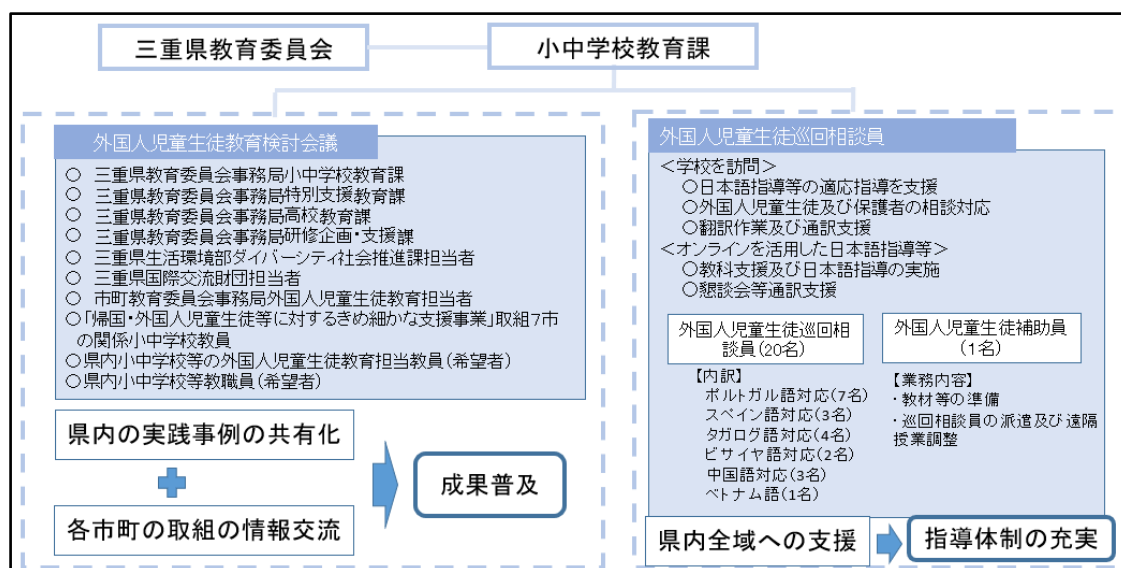
令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【三重県】

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

<小中教育>

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営



<高校教育>

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- 事業実施の関係者
 - ・NPO法人(愛伝舎、伊賀の伝丸)
 - ・三重県国際交流財団
 - ・三重大学教育学部
 - ・三重県教育委員会「外国人生徒支援専門員」4人(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語)
 - ・三重県教育委員会「日本語指導アドバイザー」1人
 - ・三重県教育委員会「就職実現コーディネーター」3人
 - ・三重県教育委員会事務局 高校教育課

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2) 学校における体制構築

- ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」補助事業により本県7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)において、拠点校等の受入体制や指導体制整備の支援を行った。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町に、日本語指導及び母語支援が行える外国人児童生徒巡回相談員(※1)を派遣(※2)し、県内のどの地域、学校においても外国人児童生徒の受入や指導が行えるよう支援を行った。令和5年度から開始したオンラインでの支援を令和7年度は6言語で実施した。

※1 外国人児童生徒巡回相談員の対応言語

ポルトガル語対応7名 スペイン語対応3名 タガログ語対応4名
ビサヤ語対応2名 中国語対応3名、ベトナム語1名

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

『外国人児童生徒検討会議』を開催し、JSLカリキュラムを意識した授業づくりの研修や県内の具体的な実践事例の情報の共有をすることにより、現在支援が必要な児童生徒が在籍しない市町においても、「特別の教育課程」による日本語指導等の理解を図るとともに今後取り組んでいくモデル提示の機会となった。

また、三重県の外国人児童生徒教育における成果と課題や本事業を受けている7市の成果報告書及び「特別の教育課程」編成・実施計画の記入例等の資料提供による情報共有を行った。

(4) 成果の普及

・各校における現状と課題の共有や関係機関からの支援情報の提供を行い、関係者によるネットワークの構築と次年度の取組の充実を図った。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、オンライン日本語教育による取組を実施した。
- ・日本語指導が必要な児童生徒に対して支援回数の増加を目的として、外国人児童生徒巡回相談員の遠隔による日本語教育支援事業を実施した。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- ・日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援や日本語習得の支援を行う「外国人生徒支援専門員」4人(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語)と「日本語指導アドバイザー」1人を県立高等学校(3校)に配置し、学習支援や進路相談など外国人生徒及び保護者への継続的な支援を実施した。また、今年度、支援のさらなる充実をめざし「外国人生徒支援専門員」の複数校勤務(兼務)制度を導入した。
- ・日本語指導を担当している教員向けに研修会を実施し、各校の実態に合わせた日本語指導について学ぶことで、各校での生徒への指導に活かすことができた。
- ・日本語指導が必要な外国人生徒に関する学習者情報等を引き継ぐため、関係中学校と進学先高等学校において、学習者情報や中学校での取組を高等学校に引き継ぐよう、市教育委員会や各高等学校に通知した。
- ・日本の学校制度や働き方について理解を深めるため、外国人生徒を対象とした進学や就職に関するセミナーを3校で実施した。セミナーの中では、外国にルーツを持つ方と交流座談会を行うなど、生徒が主体的に参加できるよう工夫するとともに、希望に応じて、セミナー実施校以外の県立高等学校の教員、生徒、保護者にオンデマンド配信できるよう実施した。
- ・外国人生徒が多数在籍する高等学校に、事業所での人事担当や外国人生徒支援への就職支援に経験のある「就職実現コーディネーター」(3人)を配置し、外国人生徒の求人開拓等を行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・年2回、県内全ての市町の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数を調査し、市町の状況、要望に応じて外国人児童生徒巡回相談員の派遣を3,313回行った。

＜外国人児童生徒巡回相談員の活動内容＞

- ・日本語指導などの適応指導の支援
- ・学校と家庭の意思疎通を図るための支援(保護者支援等)
- ・訪問校における国際理解教育のための支援
- ・就学等に係る外国人児童生徒及び保護者等の相談対応 等

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築

- 補助事業による財政的支援により、地域に応じた受入体制、指導体制の充実が図られた。
- 日本語指導が可能な巡回相談員の派遣により、散在地域においても支援体制の構築を促進できた。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数及び在籍地域の増加が想定されるため、現在、県内集住市にて行われている指導体制のモデルを、散在地域等にも横展開していく必要がある。また、外国人児童生徒巡回相談員等を増員し、他言語化への対応及び日本語指導及び適応指導の支援を強化する必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 先進地域の事例発表で「特別の教育課程」の情報共有を行うことにより、外国人児童生徒が在籍しない各市町においても、「特別の教育課程」の編成や実施についての理解が広がった。
- 「特別の教育課程」による日本語指導の確実な実施を図る必要がある。そのため、集合研修もしくはオンライン研修による県内の実践事例を基にしたグループ協議等を引き続き実施し、日本語指導の充実を図る。

(4) 成果の普及

- ・情報交換会に参加した教職員からは、「社会に出て勉強することの重要性を伝えたい」や「日本語能力の向上をめざした取組を行いたい」等、前向きな意見が多く見られた。

(7) ICT を活用した教育・支援

- オンライン日本語教育が認知され、受講する児童生徒が増えた。
- 毎週決まった時間に母語で日本語指導の支援を受けることができることで、日本語能力の向上が見られた。
- 業務委託に係る予算確保が難しい現状を受け、委託により得た知見等を蓄積するとともに、県独自のオンライン日本語教育の体制整備及び取組の充実を図る必要がある。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- 日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援や日本語習得の支援を行う「外国人生徒支援専門員」4人（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）と「日本語指導アドバイザー」1人を県立高等学校（3校）に配置し、学習支援や進路相談など外国人生徒及び保護者への継続的な支援を実施した。また、今年度、支援のさらなる充実をめざし「外国人生徒支援専門員」の複数校勤務（兼務）制度を導入した。
- 日本語指導を担当している教員向けに研修会を実施し、各校の実態に合わせた日本語指導について学ぶことで、各校での生徒への指導に活かすことができた。
- 日本語指導が必要な外国人生徒に関する学習者情報等を引き継ぐため、関係中学校と進学先高等学校において、学習者情報や中学校での取組を高等学校に引き継ぐよう、市教育委員会や各高等学校に通知した。
- 日本の学校制度や働き方について理解を深めるため、外国人生徒を対象とした進学や就職に関するセミナーを3校で実施した。セミナーの中では、外国にルーツを持つ方と交流座談会を行うなど、生徒が主体的に参加できるよう工夫するとともに、希望に応じて、セミナー実施校以外の県立高等学校の教員、生徒、保護者にオンデマンド配信できるよう実施した。
- 外国人生徒が多数在籍する高等学校に、事業所での人事担当や外国人生徒支援への就職支援に経験のある「就職実現コーディネーター」（3人）を配置し、外国人生徒の求人開拓等を行った。
- 引き続き、外国人生徒一人ひとりの希望や特性を踏まえたうえで、求人開拓等の就職支援及びミスマッチのない就職実現による職場定着支援を行う必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 経験豊富な外国人児童生徒巡回相談員を派遣し様々な支援を行うことにより、外国人児童生徒の日本語能力の向上及び各学校における受入体制や日本語指導の充実につなげることができた。
- 外国人児童生徒巡回相談員の事務作業等の支援をする、外国人巡回相談員補助員を任用し、外国人児童生徒巡回相談員が外国人児童生徒を支援する時間の確保が必要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	1,953 人 (186校)	824 人 (86校)	3 人 (1校)	297 人 (20校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		1,810 人 (186校)	671 人 (86校)	3 人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

〈小中学校等〉

- ・今後、一層の外国人児童生徒の在籍数や在籍地域の増加が考えられる。そのため、どの地域においても個に応じた支援ができるよう、受入体制や「特別」の教育課程における日本語指導の県内の事例を普及するとともに、オンラインでの日本語教育の取組を進め、外国人児童生徒教育の体制を構築していく。
- ・小中学校向けの外国人児童生徒巡回相談員を増員し、各市町への支援の充実を図る。加えて、本県の地理的状況を地形及び散在地域の支援の充実を図るため、ICTを活用した支援体制の一層の充実を図る。

〈高等学校〉

- ・各学校における日本語指導充実のための日本語学習に係る研修会の実施
- ・外国人生徒支援専門員の母語による学習支援の継続
- ・日本語指導アドバイザーによる生徒への日本語指導と各校の日本語担当教員への助言等の継続
- ・就職実現コーディネーターによる就職の実現と職場への定着
- ・定期的な情報交換会の開催と外部支援機関との連携の推進

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。